

こんにちは
日本共産党です

新議会の構成が決まりました

市民の立場で働く議会を

日本共産党流山市議団
 いぬい紳一郎 7159-2773
 小田桐たかし 7154-0878
 徳増 記代子 7148-6871
 植田 和子 7154-0288
 市議団事務所
 TEL/FAX 7157-6140

議長選挙で立候補表明

改選後初めて開催された臨時市議会。新しい委員会構成や会派の立ち上げもあり、報告します。

議長選挙に立候補者2名、初めての所信表明演説会がおこなわれました。

議会改革の一つとして、選挙の透明化を目的として、議長・副議長選挙の立候補制、所信表明演説会を、今回初めて実施しました。また立候補を表明した議員への質疑もおこなわれました。

議長選挙に立候補したのは、流政会・自民党公認の坂巻忠志議員と共産党のいぬい紳一郎議員とです。それぞれ15分以内の演説をおこない、坂巻忠志議員には1名が、いぬい紳一郎議員には2名が質問をおこないました。選挙の結果、坂巻忠志議員に19票、いぬい紳一郎議員に5票、公明党の田中人実議員に4票が投票され、坂巻忠志議員が議長に選出されました。

副議長選挙には、「みんな・一新」所属・民主党公認の藤井俊行議員のみが、所信表明演説をおこない、2名が質問しました。選挙の結果、藤井俊行議員16票、共産党の小田桐たかし議員が4票、

公明党の松尾澄子議員が4票、白票4票となり、藤井俊行議員が選ばれました。

今回、議長・副議長の被選挙権を立候補者に限ることは現在の法律の下ではできないとの判断から、完全な立候補制にはなっていない点は、市民にわかりづらいという課題が残りました。

日本共産党は、議長選挙立候補にあたり、議会運営に関する基本スタンスや議会改革の提案を論じる立場で、いぬい議員団長が所信表明【裏面】を行いました。

新会派及び常任委員会の構成

新会派や委員会の構成は以下の通りです（◎は委員長、○は副委員長）。要望や市政へのご意見をぜひお寄せください。

	日本共産党	流政会	みんな・一新	公明党	自由民主党・民主党	社民党
人数	4人	10人	5人	4人	3人	2人
総務委員会	いぬい紳一郎	◎山崎専司、松野豊、伊藤實	○西川誠之	秋間高義		阿部治正
教育福祉委員会	小田桐たかし	◎宮田一成 笠原久恵	加藤啓子	松尾澄子	○松田浩三	楠山栄子
市民経済委員会	植田和子	青野直、坂巻忠志	藤井俊行、○菅野浩考	田中人美	◎海老原功一	
都市建設委員会	○徳増きよ子	◎中川弘、森亮二、中村彰男	酒井睦夫	斉藤真理	根本守	
議会運営委員会	小田桐たかし	松野豊、○森亮二	酒井睦夫、西川誠之	◎松尾澄子	根本守	阿部治正

いぬい紳一郎議員の
議長選立候補表明（抜
粋）

住民の立場で働いているのか

今日のわが国の地方議会が果たさなければならぬ基本的機能は、第1に、それぞれの地域の住民の意思を代表する機能であり、第2に自治立法権にもとづく立法機能であり、第3に、執行機関に対する批判・監視機能であると考えます。

それらの機能を果たしていくには、議会の民主的運営が欠かせません。少数会派もふくめた議員の発言の自由の尊重、議会の公開による開かれた議会の実現、公平公正な議会運営の実現にも、私は努力してきました。今後とも、議会が住民の代表機関としての役割を發揮できるように、努めてまいります。

基本条例の理念と諸制度をいかに

流山市議会は、平成21年3月に議会基本条例を策定し、一般質問の一問一答制度などの取り組みは、全国の議会関係者からも注目され、視察が絶えない状況となっております。

わたくしは、今後2年間の取り組みとして、議会基本条例の理念と、成文化された諸制度を、新体制の下で、定着させていくことに全力を注いでいきます。

同時に、わたくしは、本当に議会が変わったと市民が実感できる成果を創り出すことが、今求められていると考えています。

市民生活に密着した議案や請願・陳情などの委員会審査では、公聴会や参考人制度を積極的に活用することで、市民参加の拡大、開かれた議会の実現になる

のではないかと。現在のうちに、市長提案が100%原案どおりに可決されるようでは、追従型議会と言われかねません。十分な審議で議会が市長提案を否決することも、修正することも、修正する必要があるのではないか。政策立案能力、立法機能の向上というなら、政策提案と議員提案が活発に議論されるべきではないか。などなどと考えられるわけです。

活発な議論

次に、これからの議会改革の課題について提案します。

第1は、一般質問における質問内容を制限している申し合わせの見直しを提案したい。従来、委員会に付託される議案や陳情・請願にかかわる質問は避けるといことが、議会

運営委員会の申し合わせ事項とされ、議論されてきました。制限を加える根拠は、当局がおこなう答弁が委員会審査に影響を与えるからというのであります。言うまでもなく、活発な議論には発言の自由の保障が欠かせません。

一般質問は、議員にとつてもっとも重要な議会活動であります。他市の議会でも、このような質問制限がおこなわれているとは聞いたこともありません。議会基本条例の精神に照らしても、このようなローカル・ルールは直ちに改めるべきです。

代表質問制の導入

第2は、代表質問制度の導入を提案したい。代表質問は、各会派の主張、政策の違いを議会で示し、正々堂々の論戦を行うものです。少なくとも、市長の施政方針・所信表明が行

われ、市政の基本路線が問われる改選直後の議会と3月議会に実施するべきです。

監視機能の向上

第3は、閉会中の「文書質問」制度の導入を提案したい。通年議会が議論されているように、議会の役割は年4回の会期中だけではありません。閉会中も重要な問題については、執行部に文書での答弁を求めることは、議会の監視機能を向上させることとなります。

議員特権の廃止

第4は、費用弁償として最後に残されている視察日当の廃止を提案したい。議員報酬や政務調査費に対する市民の目も厳しくなっています。費用弁償については、この間、廃止が地方議会の大きな流れです。流山市議会では、視察日当につ

てのみ残されていますが、領収書のない支出であり、市民への説明がつかえません。

以上の4点を提案しますが、引き続き議会改革をすすめていきます。

公平・公正な立場を

議長は、議会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理するという大きな権限を持っています。それだけに、公平・公正な立場に立ち、単に数の論理に立つのではなく、全会派一致を追求する民主的な議会運営をおこなうことが求められます。

わたくしの16年間の議員としての経験と知識、能力を最大限發揮し、流山市議会の改革をすすめていく決意を述べまして、所信表明を終わります。